

事務連絡
令和3年12月10日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について（周知依頼）

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発 0604 第1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和3年6月課長通知」という。）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。以下「令和3年6月事務連絡」という。）を発出し、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、臨時の特例的な取扱いを行っているところです。

また、国民年金の第三号被保険者についても、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け年管管発 0604 第9号）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け年金局事業管理課長事務連絡）により、日本年金機構に対し同様の対応を求めているところです。

今般、令和3年12月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても令和4年9月末まで延長することとしました。

貴団体におかれましては、別添1（特例通知）及び別添2（特例事務連絡の別紙2（被保険者・被扶養者向けQ&A））の内容を御了知いただくとともに、貴下団体等に対し適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。